

## KANICSホスティングサービス会員規約

株式会社 熊本流通情報センター

株式会社 熊本流通情報センターが提供するKANICSホスティングサービスの利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、このKANICSホスティングサービス会員規約で定めています。契約の申込みの前に、必ずこのKANICSホスティングサービス会員規約の内容をご確認ください。

### 第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 株式会社 熊本流通情報センター(以下、「当社」といいます。 )は、KANICSホスティングサービス会員規約(以下、「会員規約」といいます。 )を定め、この会員規約に基づきKANICS ホスティングサービス (以下、「本サービス」といいます。 )を提供します。

2 会員は会員規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

(会員規約の変更)

第2条 当社は、この会員規約を予告なく変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の会員規約によります。なお、変更が発生した場合には、移行期間を設けることとし、移行期間終了後は、特別な申し出がない限り変更後の会員規約を適用するものとします。また、予告なく変更を行った場合は、変更を行ったことを後日、会員に通知するものとします。

2 会員規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる会員に対し、その内容を通知するものとします。

ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の会員規約に記載された施行日から適用されるものとします。

(サービスの契約可能区域)

第3条 本サービスの契約可能区域は日本国内とします。日本国外の法人であっても、日本国内に支社がある場合は支社による契約は可能であるものとします。

2 会員は、会員がインターネット接続のために利用する電気通信事業者等の都合により追加、削除等の変更により、サービスが利用できなくなることに伴って、当社が何らの責任を負うものでないことを予め承諾します。

(サービスの終了)

第4条 当社は、本サービスを終了することがあります。

2 本サービスを終了する時は、終了する6か月前までにその旨を会員に通知および告知します。

3 当社は、やむを得ない場合には会員に事前の通知をすることなく、本サービスのサービス内容の追加および変更、終了をすることができます。この場合、事後にその旨の通知を行います。

(サービスの種類)

第5条 当社が提供する本サービスの種類は、価格表のとおりとします。

### 第2章 契約

(契約の単位)

第6条 会員が本サービスの複数のプランを利用する場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。オプションは、各契約に含まれるものとします。

2 当社は、会員規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、会員は会員規約とともに特約を遵守するものとします。

(契約期間)

第7条 本サービスの契約期間は第12条(契約の成立時期)第1項に定める利用開始日から起算して、最低1か月以上とします。

2 利用契約は自動更新されるものとし、契約は1ヶ月単位とします。

(サービスの提供条件)

第8条 当社は利用契約ごとに1つのアカウントを定めます。

2 会員は、必要がある場合には、1つの契約につき1つの独自ドメインを当社に申請できるものとします。

その場合、会員は申請したドメイン名を使用して本サービスを利用するものとします。

3 会員はアカウント及びドメイン名を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、会員は第24条のべている不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。会員は、アカウント及びドメイン名が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 会員は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ及びオークション等での売買を禁止するものとします。

2 会員は、会員番号として、当社より付与された番号(以下IDという)およびパスワード(仮パスワードおよびパーマネントパスワードを含む。以下同じとする。 )を第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れなどすることはできません。会員は、会員規約にもつき付与されたIDおよびパスワードの管理、使用について責任を持ち、当社に損害を与えることの無いものとします。会員は、当該IDおよびパスワードでの本サービスの利用に関する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。

(契約申請)

第10条 本サービス利用契約の申請の方法には、当社が定める様式に従って、申請を行うものとします。

2 本サービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、選択するものとします。

- (1) 利用サービスの種類
- (2) オプションサービスの種類

3 本サービス利用契約申請に際しては、この会員規約のすべての内容に同意するものとし、書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。当社が承諾した翌営業日以降を会員が希望した場合は、その希望した日を利用開始日とします。

4 契約申請において、本人確認のために資料の提出を求められることがあります。

(契約の成立要件)

第11条 本サービス利用規約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- (1) 会員規約に同意すること。
- (2) 当社の定める条件に於てはまること。
- (3) 前条に定める申請書が当社に到達すること。
- (4) 当社が利用申請者に対して承諾の意思表示を行うこと。

(契約の成立時期)

第12条 本サービス利用規約は、当社が承諾した時点で成立するものとします。

2 当社が本サービスの利用契約申請を承諾した場合は、承諾した翌営業日を利用開始日とし、書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。当社が承諾した翌営業日以降を会員が希望した場合は、その希望した日を利用開始日とします。

3 本サービスの提供は、原則として申請を受け付けた順に行います。ただし、処理上の都合により、その順序を変更することがあります。

(契約の拒否)

第13条 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある時は、本サービスの利用申請に対して、承諾を行わないものとします。

- (1) 申請者が本サービス会員規約に違反して、本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 申請者が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞が生じたことがある場合。
- (3) 申請者が本利用規約の申請に際して当社に対し、虚偽の申告をした場合。
- (4) 申請者が申請の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 申請者が反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
- (6) 本サービスの申請者が指定した支払い口座が、クレジット会社や金融機関等により利用の差し止めが行われている時。
- (7) 申請書または口座振替依頼書に不備がある場合。
- (8) 過去に会員規約違反などにより、インターネットで提供されている他サービスまたは当社が提供する本サービスの会員資格の取消が行われていることが判明した場合
- (9) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
- (10) その他、当社が会員とすることを不適当と判断する場合。

2 当社が申請を承諾しない場合には、当社は申請者に対しその旨を通知するものとします。

(サービス内容の変更)

第14条 会員が、契約内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申請するものとします。

2 前項の申請を承諾した場合は、当社は会員に対しその旨を通知します。

3 第1項の申請があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障がある時は、当社は申請を承諾しないことがあります。この場合も会員にその旨を通知します。

(会員の登録情報の変更)

第15条 会員は、以下の各号に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

- (1) 申請書に記載した各項目
- (2) 当社に届け出た支払い口座の利用に関する事項

2 前項の届け出があった場合は、当社はその届け出のあった内容について事実を証明する書類の提出を求められる場合があります。

#### (会員の地位の承継)

第16条 会員である法人及び団体が合併した場合、会員はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約の継続または解除をすることができるものとします。また当社は、会員からの継続する意思表示がない場合には、解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人及び団体は、利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

#### (会員が行う利用契約の解除)

第17条 本サービス会員は、利用契約を解除する場合は、当社に対し解除希望日の1か月前までに解除の旨及び解除するサービス等を当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合、当社に通知があった日から、当該通知において解除の日とされる日までの期間の1か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。なお、すでに払い込まれた料金の返還は行わないものとします。

#### (当社が行う利用契約の解除)

第18条 当社は、次に掲げる事由がある時は、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第24条(利用の停止)第1項に基づき当社が警告を行った日から7日以内に警告の原因となった事由が解消されない場合に本サービスを停止するものとします。さらに本サービスの提供を停止した後、7日以内に停止の原因となった事由が解消されない時は、利用契約を解除するものとします。
- (2) 第24条(利用の停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる時。
- (3) 第24条(利用の停止)第1項に基づき当社が警告を行った日から7日以内に警告の原因となった事由を解消した後、警告の原因となった事由を再発した場合には、悪質な行為と見なし、利用契約を解除するものとします。

### 第3章 付加機能

#### (付加機能の提供)

第19条 当社は、会員から請求があった時は、次の場合を除き、価格表に定めるところにより付加機能を提供するものとします。

- (1) 付加機能の利用申請をした申請者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある時。
- (2) 付加機能の提供を請求した会員が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがある時。
- (3) 付加機能の提供を請求した会員が、虚偽の内容を含む請求を行った時。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難であり、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある時。

2 当社は、価格表に別途定めがある時は、その付加機能の提供の停止又は廃止を行うことがあります。

#### (付加機能の価格)

第20条 当社が提供する各種プランに加えて、オプションサービスを利用する場合であっても、選択したオプションによって自動的に上位プランに変更になることはありません。

#### (メールサービスアカウント数の変更)

第21条 メールサービスのアカウント数が、契約しているアカウント数を1アカウントでも超えた場合は、50アカウント単位で自動的に50アカウント分の料金が追加されます。

2 メールサービスのアカウント数を減らす申請があったにもかかわらず、実際にアカウント数を減らす処理を行わなかった場合には、変更処理は無効とし、その場合の通知は行わないものとします。

#### (各種付加機能の終了)

第22条 当社は、各種付加機能の提供を終了することがあります。

2 各種付加機能を終了する時は、終了する6か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

### 第4章 利用停止(提供中止及び提供停止)

#### (提供の停止)

第23条 当社は、本サービスの稼働状態を良好に保つために必要に応じて、当社の設備の保守、工事、または障害等やむを得ない場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2 本サービスの提供を停止する時は、当社は会員に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合および提携電気通信事業者等の事情による場合はこの限りではありません。

3 当社は、不慮の事故、不可抗力等のやむを得ない事由により、本サービスの運用を中

断できるものとします。

#### (利用の停止)

第24条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する時は、予告なく本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかった時。
- (2) 利用料金が3ヶ月間続けて支払われなかった時。
- (3) Webサービスにおいて、当社からの警告日から7日以内に警告の原因となった事由が解消されない時。
- (4) メール送信サービスにおいて、当社からの警告日から7日以内に警告の原因となった事由が解消されない時。
- (5) 以下の方法および手段において本サービスを利用した時。
  - (イ) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、誹謗中傷などの名誉を棄損する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (ロ) 犯罪行為あるいは犯罪行為を唆したり、容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (ハ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (ニ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (ホ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (ヘ) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (ト) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (チ) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為。
  - (リ) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (ヌ) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業、或いはそれに類似する行為。
  - (ル) その他、他人の法的利益を侵害し、公序良俗に反する方法あるいは手段において本サービスを利用する行為。
  - (ロ) 極端にサーバに負荷をかける、チャット、CGI ゲーム、検索スクリプト等の設置および運営。
- (6) その他、利用方法について、当社が不適切と判断する時。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する時は、あらかじめその理由、利用の停止をする日及び期間を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知するものとします。

### 第5章 通信

#### (通信利用の制限)

第25条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められた時は、災害の予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信およびサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

1. 気象機関
2. 水防機関
3. 消防機関
4. 災害救助機関
5. 警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
6. 防衛機関
7. 輸送の確保に直接関係がある機関
8. 通信の確保に直接関係がある機関
9. 電力の供給の確保に直接関係がある機関
10. ガスの供給の確保に直接関係がある機関
11. 水道の供給の確保に直接関係がある機関
12. 選挙管理機関
13. 新聞社、放送事業者及び通信社の機関
14. 預貯金業務を行う金融機関
15. 国又は地方公共団体の機関

#### (通信の秘密の保護)

第26条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存するものとします。

2 当社は、法令に基づく処分が行われた場合には、前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、会員が、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、会員の個人間の通信に属する情報の一部を使用または保存することができるものとします。

### 第6章 料金等

(料金等)

第27条 本サービスの料金は、価格表のとおりとします。

2 価格表に記載されている以外のものに対して、会員から申し出があった時には、協議のうえ価格を決定するものとします。

(料金の支払方法等)

第28条 会員は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。料金については、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

- (1) 月額料金については、毎月1日から末日までの料金を翌月の25日までに銀行振込もしくは銀行口座振替で支払うものとします。25日が土曜日、日曜日もしくは祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとします。
- (2) 会員が銀行振込を利用する場合、当社が送付する請求書により、料金を支払うものとします。
- (3) 銀行振込を選択した場合の振込手数料は会員が負担するものとします。
- (4) 料金は1ヶ月単位で計算するものとし、月の途中からでも1ヶ月分の料金が発生するものとします。
- (5) 会員が銀行口座振替を指定した場合、会員の都合により支払日に銀行口座振替ができなかった場合には、後日、当社から郵送する請求書に従って、銀行振込で支払うものとします。その場合においても、振込手数料は利用者が負担するものとします。
- (6) 取扱金融機関として、肥後銀行もしくは熊本ファミリー銀行のみの取り扱いとします。
- (7) 契約の解除の日が暦月の末日以外の場合であっても、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額費用の額とします。
- (8) 第24条(利用の停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、利用解除されない限り本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

2 会員と金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任を負わないものとします。

(割増金)

第29条 料金等の支払いを不法に免れた会員は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

(割増金等の支払方法)

第30条 前条(割増金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税及び地方消費税)

第31条 会員が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされている時は、会員は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第32条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 保守

(当社の維持責任)

第33条 会員は、本サービスを利用することができなくなった時は、その旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、当社が設置した本サービス用設備もしくは当社が他の電気通信事業者から提供を受けた本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知った時は、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧し又は当該他の電気通信事業者にその本サービス用通信回線の修理もしくは復旧を指示するものとします。

(修理又は復旧の順位)

第34条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができない時は、第25条(通信利用の制限)の規定により優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従って、その電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
----	----------------

1	水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりサービスの提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し、著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1日の営業時間の全部について、その状態が連続した時に限り、当該会員の損害賠償請求に応じます。2 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、会員に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。3 当社は、本契約に基づく会員による本サービスの利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。4 天災、事変その他の非常事態により、本サービスを提供できなかった時は、当社は、一切その責を負わないものとします。5 当社は、会員が本サービスを利用することにより得た当社以外からの情報等(コンピューター・プログラムを含みます。また、提携サービスによるものを含みます。)について、その完全性、正確性、有用性その他、何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。6 当社は、会員が本サービスの利用に関して、情報等が破損または滅失したことによる損害もしくは会員が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

第9章 雑則

(承諾範囲)

第36条 会員とは、当社の指定する手続きに基づき、会員規約を承諾のうえ、当社に本サービスの利用を申請し、当社が入会の承諾をした人を会員とします。または承諾後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾の取り消しを行う場合があります。

- (1) インターネットの発展に害を与えるかと判断される場合。
- (2) 利用申請内容に虚偽があることが判明した場合。
- (3) 本サービスの利用申請の支払いを怠っていることが判明した場合。
- (4) その他、当社が会員とすることを不適当と判断する場合。

(資料の提供)

第37条 当会は、本サービスの提供に必要と判断する場合は、会員に対し書類その他の資料等の提出を求める場合があります。

(情報の提供)

第38条 会員は、独自ドメイン名の登録の際に会員が提供する情報がWhoisデータベースへ反映され、公的に利用されることに同意するものとします。

(当社からの通知)

第39条 当社は、サービスを会員に提供するにあたり、ドメイン名管理団体もしくは、その他の団体等との間で必要な手続を行うため、又はその他の必要がある時は、電子メール、郵便又は電話、FAX等で会員に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。

2 前項に該当する場合は、当社が会員に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点

がある時には、当社に問い合わせを行うものとします。

3 当社は、当社が会員に問い合わせを行った日から1ヶ月を経過しても会員が当社に対して必要な応答を行わず、そのために当社が本サービスを会員に提供するにあたり、必要な手続又はその他の事務等の遂行に支障が出る場合には、会員に対する本サービスの一部の提供を取りやめることがあります。

4 前項の規定は、会員が次条に定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせが会員に到達せず、このため当社が本サービスを会員に提供するにあたり必要な手続又はその他の業務を遂行することができない場合に準用するものとします。

5 当社は、前2項に基づいて当社が会員に対する本サービスの一部の提供を取り止める旨を会員に通知した時は、その通知が会員に到達した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。この場合において、その通知が何らかの事情により会員に到達しない時は、会員は、当社がその通知を発信した日から1週間経過した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、このことによって会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### (著作権)

第40条 会員は、権利者の許諾を得ず、いかなる手段においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報も、著作権法で定める会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2 会員は、権利者の許諾を得ずに、いかなる手段においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報について第三者に使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

3 本条の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

#### (個人情報)

第41条 会員は、当社が会員情報を、次の各号に定めるその利用の目的の達成に必要な範囲内で利用、または提携先等第三者に提供することがあることに同意するものとします。

- (1) 各種サービスの申請受付、継続・維持管理、サービス料金等の請求。
- (2) 電子メールの配信等による、メンテナンスの案内や、サービスに関する各種提案。
- (3) サービスの解約や、解約後の事後管理。
- (4) その他、サービス提供に関連・付随する業務。
- (5) 法的な義務を伴う開示要求への対応。

#### (法令の遵守)

第42条 会員は「サービス」および一切の「第三者提供物」の利用に関して適用される全ての法規(日本国内法規に限定されず、関係する全ての外国の法規も含みます)を遵守するものとします。会員は、インターネット関連の資源の適切な利用に関する、一般に公正と認められる規則を遵守し、公序良俗に反する行為はしないものとします。

#### (管轄裁判所)

第43条 会員と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、熊本地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

#### 附則

この会員規約は、2010年3月1日より実施します。